

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

建設業における社会保険等加入対策について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、社会保険未加入対策につきましては、経営事項審査における未加入企業への評価の厳格化、建設業許可に際しての保険加入状況の確認・指導等が行われております。

また、長崎県においては、平成26年度建設工事入札参加資格申請受付において、経営事項審査項目の中で保険未加入がない者であることを要件に追加しており、保険加入並びに保険料の納付について、土木部長より別添のとおり要請がまいっておりますので、法令遵守にご配慮下さるようお願い申し上げます。

※各保険適用事業所

* 健康保険・・・・・・常時5人以上の従業員を使用する事業所

* 厚生年金保険・・・・・・ //

* 雇用保険・・・・・・労働者を使用する事業所全て

注)「常時5人以上の従業員」とは、必ずしも被保険者となるべき人が5人以上という意味ではなく、被保険者になれない人も含めて5人以上の従業員を使用することが常態にあることをいいます。